

税の申告はお早めに

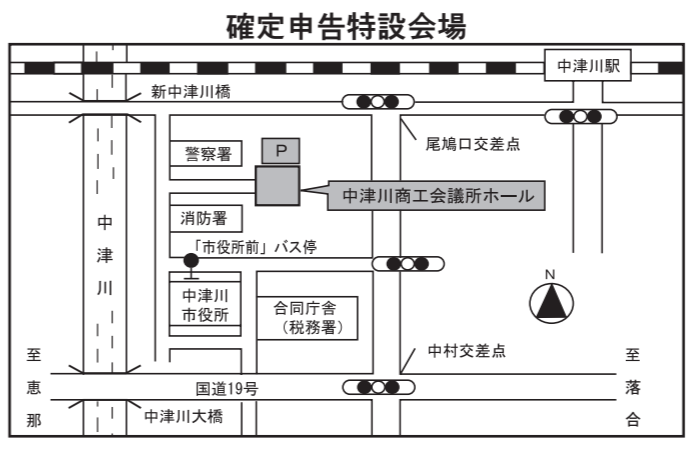
2月18日

3月15日

(土・日を除く)

平成24年分の確定申告は2月15日(金)から、また市・県民税の申告は2月18日(月)から始まります。期間の終盤になると大変混雑しますので、郵送も含めて、申告は早めに済ませてください。

- 送付先・問い合わせ
- 確定申告 〒508-8611 中津川市かやの木町4-3 中津川税務署 0573-66-1202
- 市・県民税 〒509-7292 (住所不要) 税務課市民税係 26-2111 (内線506)



確定申告

確定申告特設会場で、申告を受け付けます。

- とき 2月15日(金)～3月15日(金) 午前9時～午後5時(土・日を除く)
- ところ 中津川商工会議所ホール ※この期間中、中津川税務署では申告相談を行いません
- 問 中津川税務署 0573-66-1202
- 確定申告の対象
 - ・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方
 - ・給与収入金額が2千万円を超える方

ウェブサイトで簡単作成

国税庁のウェブサイト (<http://www.wta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書が作成できます。

- また直接、国税電子申告納税システム(e-Tax)も利用できます。
- e-Taxに必要な住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期限は3年です。電子証明書の期限切れに、ご注意ください。
- 税理士による無料税務相談
 - 次に該当する方は、無料税務相談ができます。
 - ①平成24年分の所得金額が300万円

市・県民税申告

平成25年度の市・県民税は、平成25年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成24年中の所得を基準に算出します。

- 問 税務課市民税係 (内線506)
- 申告の受付会場
- 【市役所会議棟での申告受け付け】
 - 左表の通り各地域ごとに設定した日にちを参考に、お出掛けください。
 - とき 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時(土・日を除く)

とき	対象地区
2月18日(月)～21日(木)	大井町
2月22日(金)～27日(水)	長島町
2月28日(木)～3月1日(金)	東野
3月4日(月)	飯地町
3月5日(火)	中野方町
3月6日(水)	笠置町
3月7日(木)	武並町
3月8日(金)	三郷町
3月11日(月)～15日(金)	市内全域

申告会場	とき	対象地区
中野方コミセン	2月18日(月)	1区～5区
	2月19日(火)	6区～11区
飯地コミセン	2月20日(水)	飯地町全域
武並コミセン	2月21日(木)	藤
	2月22日(金)	竹折
三郷コミセン	2月25日(月)	野井
	2月26日(火)	佐々良木・棕実
J A 恵那北部支店	2月27日(水)	毛呂窪・本郷
	2月28日(木)	姫栗・河合
岩村振興事務所	2月18日(月)～3月1日(金)	岩村町全域
申原振興事務所	2月18日(月)～22日(金)	申原全域
明智振興事務所	2月18日(月)～3月15日(金)	南部5地域
山岡振興事務所	3月4日(月)～15日(金)	山岡町全域
上矢作振興事務所	3月11日(月)～15日(金)	上矢作町全域

※土曜日・日曜日は除く

●申告に必要なもの

- ・送付された市・県民税申告書か簡易申告書
- ・印鑑
- ・平成24年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支が分かる書類
- ・保険料控除証明書(社会保険料・個人年金・生命保険料・介護医療保険料・損害保険料など)
- ※国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受けようとする場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日本年金機構などから送付された証明書をもちください
- 要介護や要支援の認定を受けている方は障害者控除の対象
- 65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1～5や要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得してなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。
- この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。希望する方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課へお越しください。
- 恵那南部5地域にお住まいの方は、各振興事務所を利用ください。
- ※本人や家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です
- 問 高齢福祉課 26-2111 (内線124)

越しいただける方は、市役所会議棟での申告をお願いします。

- 受付時間 午前9時～午後5時(土・日を除く)
- ※各会場の初日や月曜日が特に混雑する傾向にあります。時間にゆとりを持ってお出掛けください
- 申告の必要な方
 - 平成25年1月1日に市内に住所がある方は、原則、申告書を提出しなければなりません。ただし、次の方は申告の必要はありません。
 - ・確定申告をした方
 - ・給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、他に所

得のない方

- ※社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です
- 注意 平成24年中に所得のなかった方でも、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため簡易申告書の提出が必要です。
- また扶養認定のため、所得証明書などが必要な方も、申告書の提出をお勧めします。

円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者

- ②①の方で、消費税の課税事業者の場合は、平成24年分の基準期間の課税売上高が3千万円以下の方
- ③給与所得者や年金受給者(高額所得者や相談内容が複雑な方はご遠慮ください)
- とき 2月25日(月)～28日(木) 午前9時半～正午、午後1時～4時
- ところ 市役所会議棟
- 申告期間前の説明会など
- 【公的年金受給者の申告受け付け】
 - 確定申告期間前に、公的年金を受給している方の所得税の確定申告を受け付けます。
 - とき 2月7日(木)、8日(金) 午前9時半～正午、午後1時～4時半
 - ところ 恵那文化センター集会室
 - ※収支内訳書などの作成が必要な方は、確定申告特設会場などで申告をお願いします
 - 【マイホームを取得した方の住宅借入金等特別控除説明会】
 - とき 2月13日(水)、14日(木) 午前9時～11時半、午後1時～4時
 - ところ 中津川商工会議所ホール